

セミナー

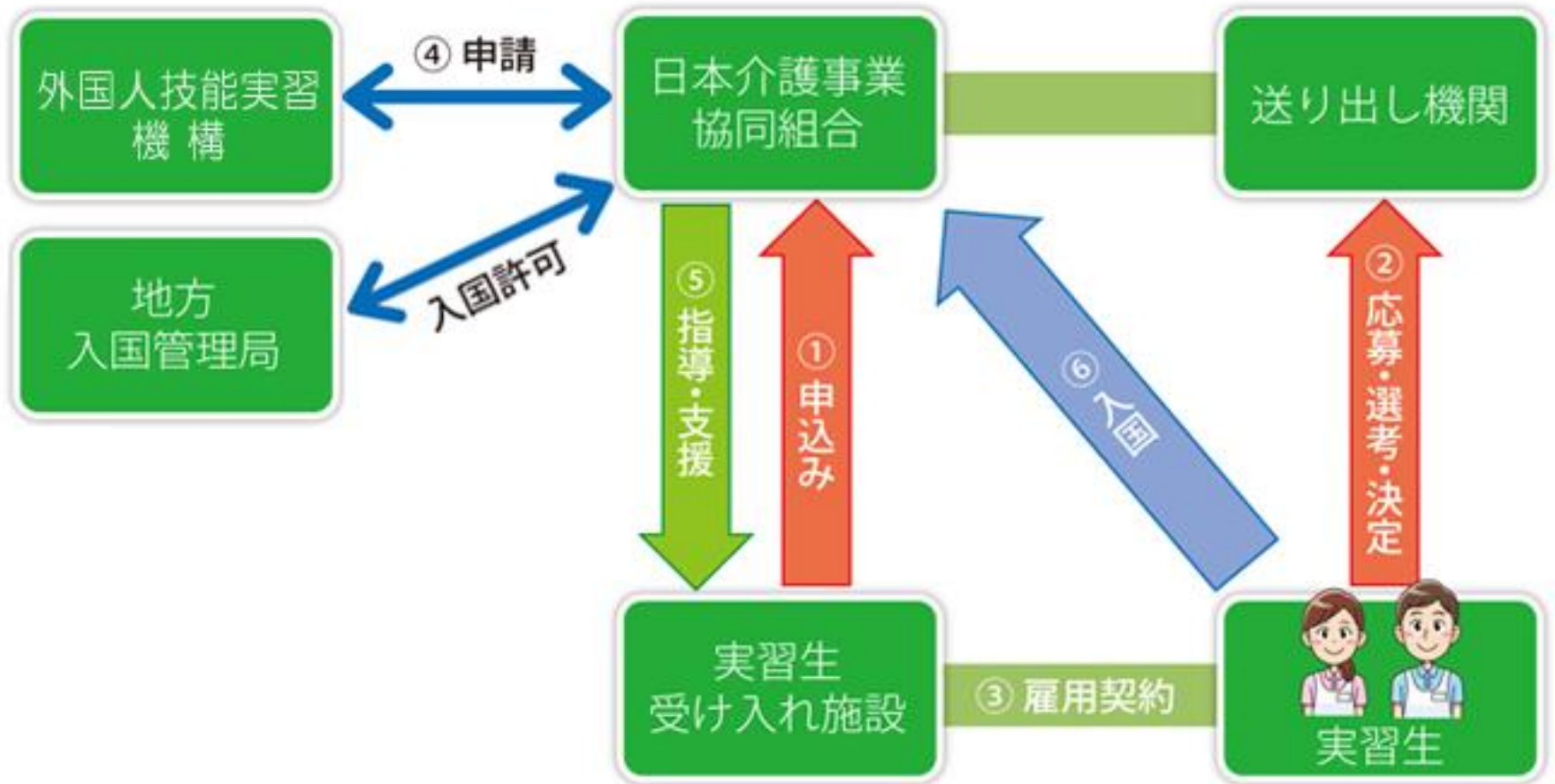
技能実習制度・特定技能制度

湘南社会福祉事業協同組合

外国人技能実習制度について

- 技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度であること。
- 基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。
- 技能実習生は労働者として、日本人労働者と 同様に労働関係法令の適用を受け、保護されている。

技能実習制度の仕組み（団体監理型）



技能実習の実施に必要な手続の流れ

番号	手続名	手続窓口	入国前				第1号技能実習						第2号技能実習												第3号技能実習											
			6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	1月目	~	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	1月目	~	12月目	13月目	14月目	15月目	16月目	17月目	18月目	19月目	20月目	21月目	22月目	23月目	24月目	1月以上	1月目	~	12月目
1	技能実習計画認定申請(1号)	A	申請		標準審査期間 1~2月 技能実習の開始予定日の4月前までに申請。団体監理型の場合は、事前に監理団体に許可が必要。																															
2	在留資格認定証明書交付申請(1号)	C	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																															
3	査証申請	D	申請		標準審査期間 5業務日 在留資格認定証明書の交付後、速やかに行う。																															
4	技能検定等の受検(基礎級)	B	申込		受検		受検推奨時期 計画満了日の2月前																													
5	技能実習計画認定申請(2号)	A	申請		標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3月前までに申請。																															
6	在留資格変更許可申請(2号)	C	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																															
7	技能検定等の受検(3級・実技)	B	受検推奨時期 計画満了日の2~6月前		申込		受検		合格判明後2週間以内に技能実習生から実習先変更の意向確認																											
8	技能実習計画認定申請(3号)	A	申請		標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3月前までに申請。																															
9	在留資格変更許可申請(3号)	C	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																															
10	一時帰国	-	第2号技能実習の終了後又は第2号技能実習の終了後引き続き第3号技能実習を開始してから1年以内																																	
11	技能検定等の受検(2級・実技)	B	申込		受検		受検推奨時期 計画満了日まで																													

(注1) 手続窓口 A 機構地方事務所 / B 機構本部 / C 地方出入国在留管理局 / D 在外日本国公館

(注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。

(注3) 技能検定等の受検申込は、機構本部に対して行うが、受検については各試験機関からの案内に従って行う。

(注4) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。

技能実習計画の認定基準

- ①習得技術等の要件
- ②技能実習の目標の要件
- ③技能実習の内容の要件
- ④技能実習生の要件
- ⑤技能実習の要件
- ⑥入国後講習の要件
- ⑦複数の職種・作業の要件
- ⑧実習実施機関の要件
- ⑨目標達成の要件
- ⑩技術等の適切な評価の要件
- ⑪適切な体制・事業所の設備、責任者の選任の要件
- ⑫実習監理の要件
- ⑬日本人と同等報酬額など、技能実習生に対する適切な待遇確保
- ⑭労災保険措置の要件
- ⑮帰国旅費負担の要件
- ⑯優良な実習実施者の要件
- ⑰技能実習生の受入れ人数枠の要件

技能実習制度の適正化など

- 監理団体（湘南社会福祉事業協同組合）の許可（役員に介護福祉士有資格者、監理責任者、外部監査人の配置等）
- 技能実習計画の認定
（組合に技能実習計画作成指導員を配置、資格要件有）
- 実習実施者（社会福祉法人）の届出
（事業所毎に**技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員**）
- 人権侵害行為等についての相談
- 情報提供体制の整備
- 訪問指導・定期監査・外部監査の導入
- 報告書提出を義務化

実習生の待遇

- 日本人と同等額以上の報酬
- 適切な宿泊施設の確保
- 監理費の負担
(監理団体の監理費を、直接、間接に実習生に負担させない)
- 費用負担の適正額 (実費)
- 帰国旅費は実習生が負担しない

技能実習生の保護

- 暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制の禁止
- 技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止
- 旅券・在留カードの保管等の禁止
- 私生活の自由を不当に制限する行為
- 法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益な取り扱い
- 中間搾取の禁止

主な罰則

- 「1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金」
. 技能実習の強制
- 「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」 無許可監理業、虚偽による許可の取得、監理団体事業の停止処分」の違反、名義貸し
- 「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」 守秘義務違反
- 「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」
改善命令違反、監理団体による手数料又は報酬の徴収、違約金の契約、旅券等の保管、自由などの制限、相談者に対する不利益な取り扱い
- 「30万円以下の罰金」 検査等の忌避、届出違反、通地違反、帳簿書類の不作成等、」虚偽文書の提出、届出違反、監理責任者の選任違反

詳しくは：[技能実習生 運用要領 第10章 罰則](#)

労働安全衛生法など

- 健康診断の実施、結果の記録、通知及び事後措置
- ストレスチェックの実施、適切な措置
- 労災保険
- 雇用保険
- 健康保険
- 厚生年金

特定技能とは

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために特定技能制度が2019年に創設された。
- 「特定技能」には、2種類の在留資格があります。
- 「特定技能1号」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。
- 「特定技能2号」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。
- **特定技能の対象：14分野**
- 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（介護以外特定技能2号対象）

特定技能 1号と特定技能 2号のポイント

特定技能 1号

- 在留期間：1年, 6か月又は4か月ごとの更新, 通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能 2号

- 在留期間：3年, 1年又は6か月ごとの更新、永続的な就労可能
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者, 子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

実習生・特定技能の違い (メリット・デメリット)

資格	メリット	デメリット
技能実習	<ul style="list-style-type: none">• 転職ができないので雇用が安定する• 面接を受けたい候補者が多い• 最長で10年働ける（技能実習最長5年＋特定技能1号5年）一部除く	<ul style="list-style-type: none">• 雇用できる人数の制限がある• 受入れ申請作業が多い• 受入れ後の法的制約が厳しい• 配属までのコストが高い
特定技能	<ul style="list-style-type: none">• 雇用できる人数が多い（介護・建設以外無制限）• 受入れ申請作業が少ない• 受入れ後の法的制約が少ない• 配属までのコストが安い• 介護の場合：介護福祉士取得したら「介護」資格変更可能	<ul style="list-style-type: none">• 転職されてしまう可能性がある• 候補者が集めにくい（日本語試験・技能評価試験をクリアした者のみ）

特定技能1号 2021年3月末時点 受入れ状況

特定産業分野	a 特定技能1号 受入れ上限 (2019-23年度)	b 充足状況 (2021年3月末時点)				分野所管 行政機関
		全体	技能実習 から移行	試験合格 他	充足率 (b/a)	
1 介護	60,000	1,705	0	1,705	1.6%	厚生労働省
2 ビルクリーニング	37,000	281	178	103	0.5%	
3 素形材産業	21,500	1,669	1,669	0	5.7%	経済産業省
4 産業機械製造業	5,250	1,937	1,937	0	23.8%	
5 電子・電気情報関連産業	4,700	994	994	0	15.4%	
6 建設業	40,000	2,116	2,108	8	3.3%	国土交通省
7 造船・舶用工業	13,000	592	588	4	3.2%	
8 自動車整備業	7,000	247	239	8	2.2%	
9 航空	2,200	16	0	16	0.6%	
10 宿泊業	22,000	83	0	83	0.3%	
11 農業	36,500	3,359	3,282	77	6.5%	農林水産省
12 漁業	9,000	314	312	2	2.4%	
13 飲食料品製造業	34,000	8,104	7,785	319	17.0%	
14 外食業	53,000	1,150	0	1,150	1.9%	
合計	345,150	22,567	19,092	3,475	4.5%	

(出所) 出入国在留管理庁「各四半期末の特定技能在留外国人数」(令和3年3月末)、「分野別運用方針」をもとに作成

(注) 充足率1%未満に青色着色、10%以上に黄色着色

特定技能「介護」とは

- 特定技能「介護」は、就労を目的とした在留資格の一つ。
- 介護分野において深刻化する人手不足に対応するため。
- 特定技能「介護」では、1年・6ヶ月または4ヶ月の更新を行いながら、通算5年まで日本で働くことができる。

※介護分野は特定技能2号の対象外、ただし、日本の介護福祉士の資格を取れば在留延長などが可能となっている特別取り扱いできる（ポイント参照ください）

- 特定技能「介護」で介護の仕事をする場合、介護福祉士の資格は不要。
- しかし、在留資格を取得するためには、既定の試験に合格する必要があります。

※技能実習生「介護」技能実習生2号修了：「特定技能1号」に必要な試験が免除される。

ポイント：

特定技能として滞在しているうちに、介護福祉士取れば「介護」資格に変更できます。

日本語の力：N2望ましい

「介護資格」の勤務可能年数：永続的な就労可能

業務・条件・雇用形態

1号特定技能外国人が従事する業務

身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）とし、訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。

2 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- 事業所で受け入れることができる1号特定技能外国人は、事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とすること。
- 特定技能所属機関は、厚生労働省が組織する「介護分野における特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。
- 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

3 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限ります。

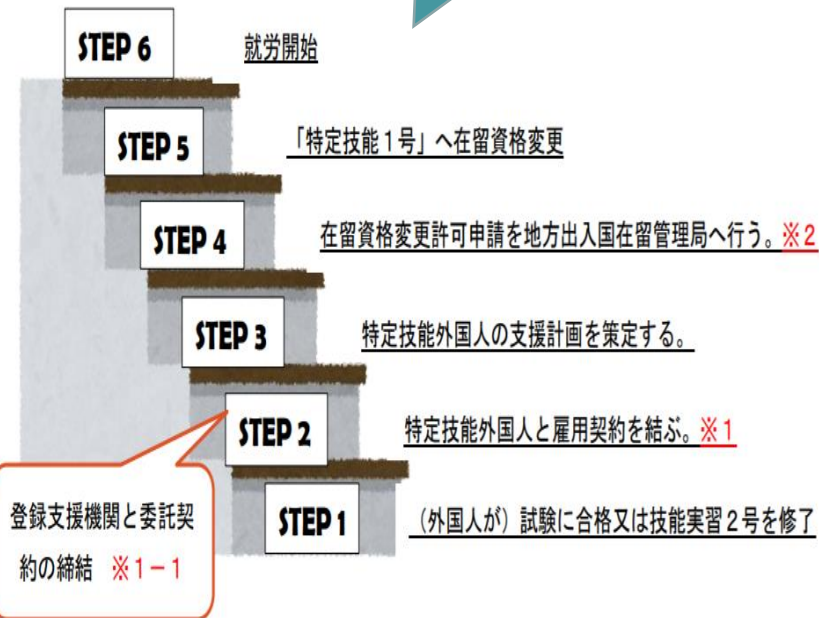
参考：介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

特定技能「介護」の試験概要

- 特定技能「介護」の試験は、介護業務に関する「介護技能評価試験」と、「日本語能力試験（2種類）」に分かれている。
- 技能試験、日本語試験ともに筆記試験で行われ、実技試験はない。なお、介護分野の技能実習3年を良好に修了した場合や、介護福祉士養成施設を修了している場合は、試験が免除される。
- 日本語試験は、「日本語能力試験（N4以上）」または「国際交流基金日本語基礎テスト」に合格することに加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要。
- 介護日本語評価試験もCBT試験であり、指示文が現地語、問題文は日本語。試験水準としては、介護の声掛けや文書等、介護業務に従事するにあたって支障のないレベルの日本語が設定されている。

特定技能外国人が就労を開始する迄の流れ

日本国内に在留している外国人を採用するケース



海外から来日する外国人を採用するケース



引用: 出入国在留管理庁「特定技能ガイドブック」

受入企業の基準

1. 外国人と結ぶ雇用契約が適切。
2. 特定技能外国人を受け入れるためには、省令等で定められた基準を満たす必要がある。
3. 特定技能制度の特徴の一つとして、受入れ機関は、雇用した1号特定技能外国人に対して日本で生活するために各種支援を実施する義務がある。
4. 特定技能外国人を受け入れた後も、受入れ機関の義務を確実に履行することが求められる。

1. 外国人と結ぶ雇用契約が適切

- 従事させる業務
主たる業務は特定技能外国人として知識や技能を必要とするものか。
- 所定労働時間
他の通用の労働者＝フルタイム社員と同じ条件になっているか。
- 報酬等
同じ立場の日本人と同等以上になっているか。
- 一時的帰国のための有休休暇
特定技能外国人の申し出に配慮する体制があるか。
- 帰国担保措置
特定技能の雇用契約終了で帰国する際、外国人が帰国費用を捻出できない時に事業主が負担する。
- 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置
健康診断などを実施させる体制があるか。

2. 受入企業の基準

1. 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
2. 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
3. 1年以内に行方不明者を発生させていないこと
4. 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
5. 特定技能外国人の活動内容に関わる文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置くこと
6. 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
7. 受入れ機関が保証金の徴収等を定める契約等を締結していないこと
8. 支援に要する費用を、直接または間接に外国人に負担させないこと
9. 労働者派遣をする場合には、派遣先が上記1から4の各基準を満たすこと
10. 労働保険関係の成立の届出等を講じていること（労災保険の成立を適切に履行している）
11. 雇用契約を継続して履行できる体制が適切に整備されていること（財政状況など）
12. 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと（金融庁が銀行へ通達も）
13. 分野に特有の基準に適合すること
14. 暴力団やその関係者ではない
15. 実習生認定の取り消しを受けたことがない

3. 外国人を支援する体制がある

1. 中長期在留者の受入実績があり、支援体制が整っている

A:過去2年間に中長期在留者の受入を行った実績があり、役員または職員の中から、支援責任者と支援担当者を選任している。

B:過去2年間に中長期在留者の支援に従事した経験がある役員か職員から支援責任者を呼び支援担当者を選任している。

C: A.Bと同等に支援ができる者だと出入国在留管理庁長官が認めるもの。

2. 十分に理解できる言語による支援体制

3. 特定技能外国人への支援の実施状況に係る文書を作成する

4. 支援の中立性を担保できる

5. 支援実施義務の不履行がないこと

6. 定期的な面談を実施すること

4. 1号特定技能外国人支援計画の作成

- 支援計画の主な記載事項
- 支援責任者の氏名及び役職等
- 登録支援機関（登録支援機関に委託る）
- 下記の10項目

1. 事前ガイダンス
2. 出入国する際の送迎
3. 住居確保・生活に必要な契約支援
4. 生活オリエンテーション
5. 公的手続等への同行
6. 日本語学習の機会の提供
7. 相談・苦情への対応
8. 日本人との交流促進
9. 転職支援（人員整理等の場合）
10. 定期的な面談・行政機関への通報

受入れ機関の義務

- 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること。
- 外国人への支援を適切に実施すること。
- 出入国在留管理庁及びハローワークへの各種届出。
 特定技能外国人の受入れ後は、受入れ状況等について、地方出入国在留
 管理局及びハローワークに定期又は随時の届出を行う
- 分野別協議会に入会する。

届出について

- 随時の届出と定期の届出があります。
- 提出先：地方出入国在留管理局（神奈川県の場合：横浜入管）
- 提出方法：郵送、又は電子届出システム

定期届出

提出者	特定技能所属機関	登録支援機関
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ●特定技能所属機関による受入状況に係る届出 ●特定技能所属機関による支援実施状況に係る届出 ●特定技能所属機関による活動状況に係る届出 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録支援機関による支援実施状況に係る届出 ●定期面談報告書
提出期間	四半期に1回（該当四半期の翌四半期の初日～14日以内） なお、四半期は次のように定めています。 1 第1四半期：1月1日～3月31日迄 2 第2四半期：4月1日～6月30日迄 3 第3四半期：7月1日～9月30日迄 4 第4四半期：10月1日～12月31日迄	四半期に1回（該当四半期の翌四半期の初日～14日以内） なお、四半期は次のように定めています。 1 第1四半期：1月1日～3月31日迄 2 第2四半期：4月1日～6月30日迄 3 第3四半期：7月1日～9月30日迄 4 第4四半期：10月1日～12月31日迄

随時

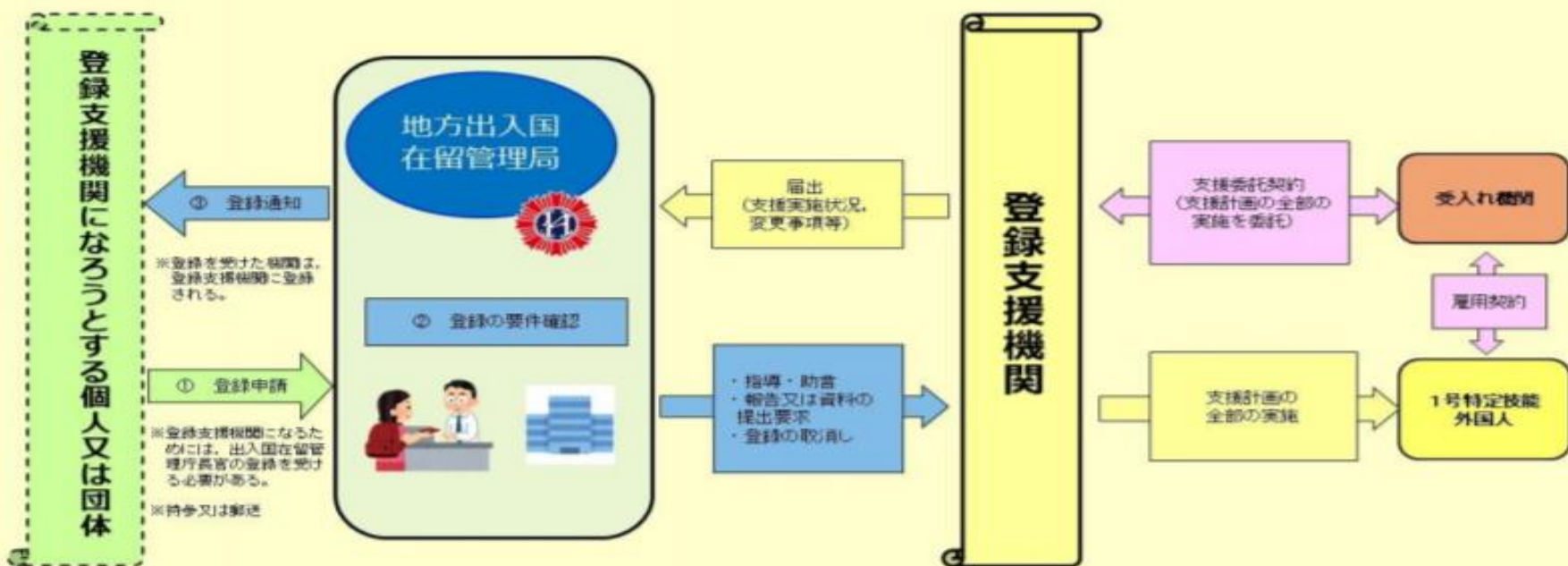
提出者	特定技能所属機関	登録支援機関
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> • 特定技能雇用契約及び登録支援機関との支援委託契約に係る変更、終了、新たな契約の締結に関する届出 • 支援計画の変更に係る届出 • 特定技能外国人の受入れ困難時の届出 • 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知った時の届出 • 外国人を雇い入れた時または離職した時に氏名や在留資格等の情報を届出（地方出入国在留管理局でなくハローワークに届け出ること） 	<ul style="list-style-type: none"> • 登録の申請事項の変更の届出 • 支援業務の休廃止又は再開の届出
提出期間	生じた日から14日以内	生じた日から14日以内



登録支援機関・受入機関・特定技能外国人の関係性

登録支援機関とは

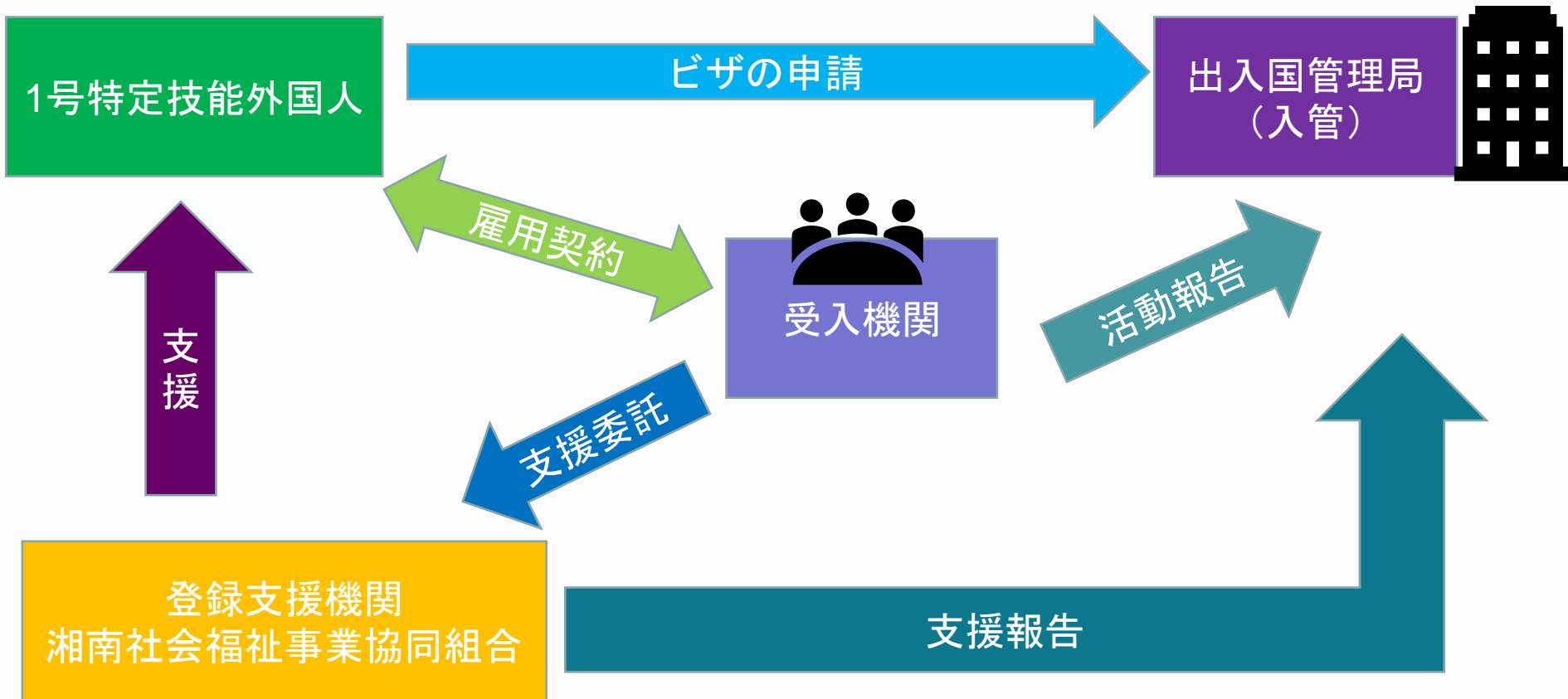
登録支援機関に係る相関図



- 登録支援機関の役割は「特定技能外国人への支援を実施すること」。
- 支援を委託したとしても、受入企業の義務として提出書類がある。

引用: 図は 出入国在留管理庁「特定技能ガイドブック」

特定技能外国人・受入機関・ 登録支援機関の関係性



登録支援機関がすべきこと、できること、 できないこと

すべきこと

- 委託を受けた外国人の支援業務
事前ガイダンス/出入国の送迎/住居確保支援/生活に必要な契約の支援/生活オリエンテーション/公的手続等への同行/日本語学習機会の提供/相談,苦情への対策/日本人との交流促進/定期面談/行政への報告/受け入れ側都合による契約終了時の転職支援
- 出入国在留管理庁への定期・随時報告
 - 支援業務の休止又は廃止に係る届出書
 - 支援業務再開に係る届出書
 - 支援実施状況に係る届出書
 - 登録事項変更届出書

できること

- 支援計画作成
- 不正行為発覚時のアドバイス
- ビザ申請取次（特定技能外国人から委託される場合）

できないこと

- 受入企業が報告すべき書類作成、提出

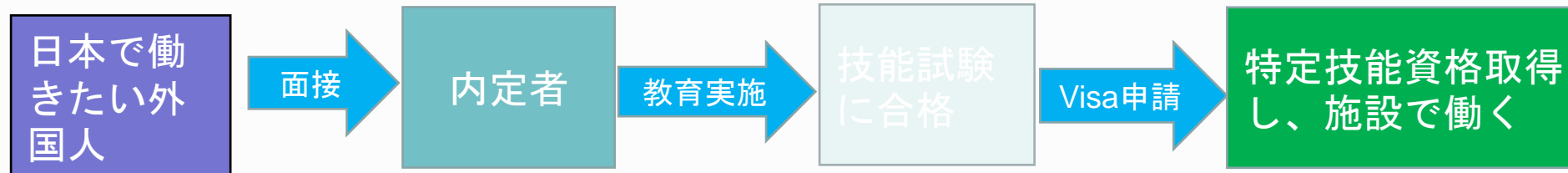
受入スケジュール

特定技能外国人の採用（人材紹介の流れ）

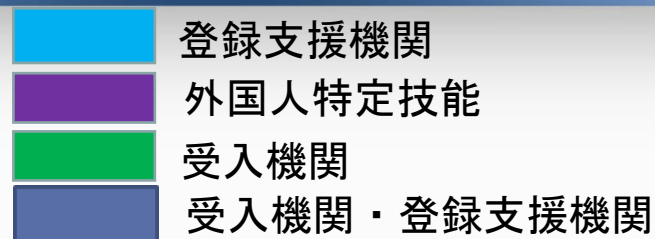
技能試験等の合格者・技能実習（介護）2号修了のパターン（国内）



内々定者、試験等に合格させるパターン（国内）



受入モデルスケジュール



技能試験合格者/技能実習2号の良好な修了者を採用のパターン



内々定者を教育し、技能試験合格させる者のパターン





湘南社会福祉事業協同組合

湘南社会福祉事業協同組合の概要

- **名称** : 湘南社会福祉事業協同組合
- **設立** : 平成29年1月6日
- **事務所所在地** : 神奈川県高座郡寒川町一之宮2-23-11 200-C 2階
- **役員**

理事長	山本 隆史	社会福祉法人松宝苑
副理事長	椎野 千秋	社会福祉法人千寿会
理事	古知屋 光洋	社会福祉法人讃助の会
理事	綱川 毅	社会福祉法人讃助の会
監事	松田 圭助	社会福祉法人三光会
員外監事	高橋 寿人	湘南在宅リハビリネットワーク
- **許可・資格**
 - ★ 監理団体（介護職種）
 - ★ 登録支援機関
 - ★ 有料職業紹介（全職種）

事業内容

- 組合員の取り扱う消耗品等の共同購買並びにそのあっせん
- 組合員のために行う清掃、廃棄物の収集運搬、施設・機器の点検等の業務のあっせん
- 組合員の取り扱う介護サービス全般等の共同宣伝
- 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- 組合員の福利厚生に関する事業
- 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業
- 外国人技能実習生受け入れに係る職業紹介事業
- 特定技能外国人支援事業
- 特定技能外国人に係る職業紹介事業
- 前項の事業に附帯する事業

湘南社会福祉事業協同組合が目指すこと

- 世代が後期高齢者となる2025年、人手不足は深刻化（介護従事者80万人増）し、職員のモチベーションも低下し、法人経営の危機が直面する。
- 一方で、日本の高齢化はアジアの「先進国」、日本式介護技術の普及はアジアの繁栄と平和に貢献する。

ポイント：

- ✓ 購買などの共同事業で経営課題を解決する
- ✓ アジアでの社会貢献を目指し外国人技能実習制度に参加する
- ✓ 人材確保できる
- ✓ 日本式介護技術の普及活動で、職場に新しい風を入れ、介護の質向上、ニーズに応えたサービス提供を実現する

技能実習の監理費

費用	監理費の種類	監理費 (技能実習生1人当たり年額)	備考
職業紹介費	募集及び選抜に要する人件費、交通費	29,770円	年間人件費・交通費÷技能実習生数
	送出機関との連絡・協議に要する費用	1,021円	年間費用÷技能実習生数
	実習実施者との連絡・協議に要する費用	1,021円	年間費用÷ 技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	84,000円	協定書参照
	その他()	0円	
講習費	施設使用料	65,793円	施設使用料÷受講者数
	講師謝金	施設使用料に含む	講師謝金÷受講者数
	通訳謝金	2,000円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	543円	実費
	講習手当等	17,305円	実費(入国後講習時)
	その他(国内移動費)	2,553円	
監査指導費	監査に要する人件費	98,600円	年間人件費÷技能実習生数
	監査に要する交通費	26,000円	年間交通費(車借上げ代)÷技能実習生数
	その他()	0円	
その他諸経費	技能実習生渡航に要する費用	15,319円	実費精算
	相談・支援に要する費用	24,000円	
	人件費・事務諸経費	148,000円	年間人件費・事務諸経費÷技能実習生数
	実習生総合保険費	5,706円	1年分
	その他(健康診断、日本語・技能検定等)	18,369円	
合計		540,000円	1人分の一月の監理費 45,000円

特定技能外国人を受入費用 (入社後1年間まで)

項目	単価(税別)	採用人数	契約月数	金額(税別)	摘要
人材紹介料金	会員： 100,000～ 非会員： 200,000～	1		100,000	国内在留ベトナム人に限る
月額基本料金	20,000	1	12	240,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前ガイダンス ・ 出入国する際の送迎(150kmまで) ・ 生活オリエンテーション ・ 公的手続き等へ同行 ・ 日本語学習機会の提供 ・ 相談・苦情へ対応 ・ 日本人と交流促進 ・ 転職支援 ・ 定期訪問・面談への通訳
合計(会員の場合)				340,000	1年間の金額

※人材紹介料金は採用条件によって金額変わります。

事業経過報告

2018年の現地面接

- 国籍：ベトナム
- 採用人数：38名
- 面接参加法人：9法人
- 送り出し機関：

ホーチミン：TTLC社（ホーチミン）：14名

ハノイ：ホアンロン社：19名、VINAMEX社：5名

面接前の自己紹介！学生たちは緊張の瞬間！



受入企業は採用した実習生と記念写真



採用後の介護導入研修会（ベトナムで）



事業経過報告

2019年の現地面接

- 国籍：ベトナム
- 採用人数：31名
- 面接参加法人：10法人
- 送り出し機関：
 - ホーチミン：TTLC社:12名
 - ハノイ：VINAMEX社：19名

候補者の
選考作業



通訳者が採用した実習生に雇用契約・条件書を通訳し、受入企業と契約書を締結する。



事業経過報告

2020年の現地面接・オンライン面接

- 国籍：ベトナム
- 採用人数：18名
- 面接参加法人：7法人
- 送り出し機関：
ホーチミン：TTLC社:16名
ハノイ：VINAMEX社：2名

筆記試験



面接参加した実習生にプレゼント！

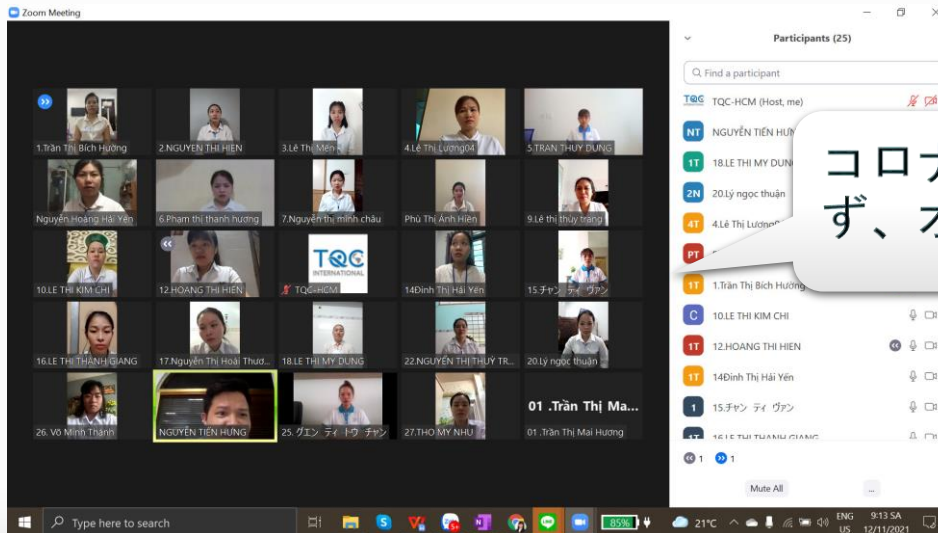
2020.1.19現地面接
新型コロナウイルス出現により入国禁止措置が取られる前のギリギリのタイミング！

事業経過報告

2021年のオンライン面接

- 国籍：ベトナム
- 採用人数：16名
- 面接参加法人：5法人
- 送り出し機関：
 - ホーチミン：TQC社：8名
 - ハノイ：VINAMEX社：8名

オンライン面接準備
できました！
面接前の集合写真



コロナウィルスに負けず、
オンライン面接

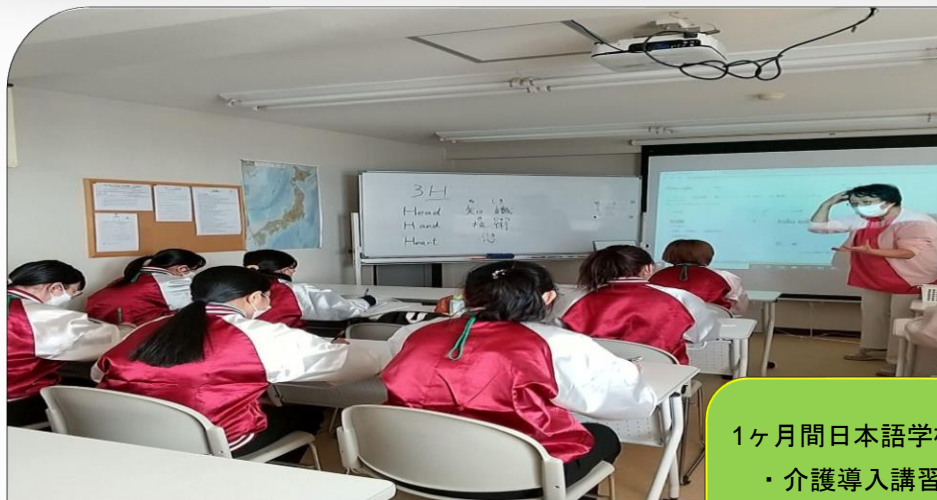
事業経過報告

1. 組合員：13法人（30事業所）

2. 実習生・特定技能外国人の人数
 - 入国済み：92名
 - 技能実習1号：18名
 - 技能実習2号：74名
 - 特定技能外国人：3名
 - 未入国：11名

合計：技能実習生：103名
特定技能外国人：3名

事業の活動



1ヶ月間日本語学校で入国後の講習

- ・ 介護導入講習
- ・ 日本語講習
- ・ 法的保護等講習



事業活動



3ヶ月1回勉強会
現在：当組合の入国済
み実習生は92名の中に
日本語力はN2:14名、
N3：72名取得！

発表会
「欲しい物」



初雪体験
受入企業様と実
習生の記念写真



五重塔の
見学



現在、コロナの感染拡大のため、
技能実習1号は1ヶ月1回オンライン授業



交流会後の
BBQ

技能実習生受入れ法人による

社会福祉法人三光会

令和4年3月1日現在

開設年	所在地（級地）	タイプ	特養床	短期床	外国人
平成10年	栃木県日光市（7）	従来型	50	10	3
平成22年	東京都町田市（2）	新型	100	10	0
平成26年	神奈川県相模原市（4）	新型	130	10	0

※外国人とは技能実習生または特定技能者をいう。日本人の配偶者資格の外国人は除く



日光誠心園



町田誠心園



大野北誠心園

技能実習生受入れ法人による

【漠然とした展望と外国人に対する不安】

- ・外国人材に頼らずにまだなんとかなるのではないか？
- ・N4という小学生低学年レベルの日本語で大丈夫か？
- ・文化の違いによる悪影響は？
- ・受入機関等に支払う費用は？

【地方(日光市)と都市部(町田市・相模原市)との違い】

人材不足(人材確保の難しさ)に変わりはない

- ・日光市人口は約8万人 減少傾向：労働人口そのものが少なく流動性が小さい
- ・町田市・相模原市：紹介会社を通じた求職者が圧倒的に多い

技能実習生受入れ法人による

【受入れ状況】

- 令和元年11月 日光において技能実習生を3名採用（3名すべてベトナム人）
- 令和2年 6月 ベトナム人の技能実習生と契約
（内訳） 町田誠心園2名 大野北誠心園2名
- 令和3年 3月 ベトナム人の技能実習生と契約
（内訳） 日光2名 町田誠心園2名 大野北誠心園1名
- 令和4年 1月 特定技能者3名と契約
（内訳） 3名とも大野北誠心園に採用予定
2名はネパール在住のネパール人
1名は国内在住のベトナム人

技能実習生受入れ法人による

【外国人材活用を拡大することを決定した理由】

(費用面)

都市部は求職者のほとんどが紹介会社経由

常勤介護職員(100名) 平均年収(源泉徴収票上の総支給額 = 407万円

高卒2年目(初めて通年で勤務する年)で約300万円

紹介会社への支払 年間1300万円程度あり

* 常勤介護職員数で割ると1人当たり13万円の目に見えない人件費

技能実習生にかかる費用

県別最低賃金×年間労働時間

介護職員等加算(特定加算含む)等の支給

受入機関への管理費支払い(年間54万円)

借上げ宿舍費用(年間36万円)

総合計で高卒2年目程度の支給額

技能実習生受入れ法人による

【戦力として】

- ◆コミュニケーション能力
- ◆入居者の反応
- ◆介護技術

【援助】

- ◆生活面（衣食住＋心身のケアサポート）

現役実習生の声

• 3年目の実習生

- 現在日本語レベル：N2
- 3年間の感想
- 今後のやりたい事

• 2年目の実習生

2021年1月入国：2021年7月一発N3合格（読解・聴解：満点）

2021年12月一発N2合格（聴解：満点）

ベトナム面接会開催のご案内

- 日程：7月中旬
- 面接地：ハノイ・ホーチミン
- 内容
 - 現地面接
 - 送り出し機関：視察
 - 入国前講習施設：視察

質疑応答



ご清聴ありがとうございました